

知事意見

「（仮称）auRE群馬県吾妻郡東吾妻町太陽光発電所G1に係る環境影響評価方法書」に対する意見について

令和7年8月12日

1 大気環境

- （１）降下ばいじんの調査について、方法書159ページ図5.1-1「大気質の現地調査地点」で調査地点をNo.Aに置くと、工事による影響を評価するのに合理的ではないため、風下となる方位（南南西または北西）で調査を行うよう検討すること。
- （２）大気観測を行う時にはブランクの値と比較が必要になるが、ブランクの値を測定するだけでは影響を評価したことにはならないので、しっかり比較して影響を評価すること。

2 水環境

- （１）方法書7ページ「2.6工事計画2.6.2防災計画」について、工事中において雨水排水が増加することから、排水先となる河川（吾妻川及び温川）への負担増が生じないよう、流出増対策を河川管理者（中之条土木事務所）と協議を実施すること。
- （２）方法書170ページ「5.3水質（２）予測手法」について、セメントを多く使用する場合、六価クロムについても測定すること。
- （３）計画地が、東吾妻町の水道事業及び小水道事業の給水区域に近接していることから、建設による水源及び水道施設への影響が生じないように東吾妻町上下水道課と協議を行うこと。

3 地盤環境

- （１）方法書7ページ「2.6工事計画 2.6.1造成計画」について、開発により土砂災害が発生しないように、その防止に配慮すること。
- （２）方法書7ページ「2.6工事計画2.6.2防災計画」の「一部掘削に伴い発生する土砂については、計画地内で利用」の記載について、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）上の「切土・盛土」に該当する可能性があるため、県建築課盛土安全推進室に相談すること。
- （３）方法書9ページ「2.6.3施工計画」について、自営線の設置は埋設より架空設置が安全であると考えられるため、設置方法を検討すること。
- （４）方法書145ページ「（４）災害防止に関する地域等の状況①土砂災害警戒区域」、方法書146ページ「図3.4-2土砂災害警戒区域等の指定状況」について、砂防三法の指定がない状況について図とともに明示すること。

- (5) 埋蔵文化財の試掘調査について、各種工事に関わる平面図や断面図等でどのくらい掘るのかを準備書に記載すること。
- (6) 開発に伴う造成等で傾斜度30° 以上かつ高さが5 m以上の斜面が発生した場合、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域等に該当し、後に当該区域等に指定される場合があるため留意すること。

4 生物環境

- (1) 方法書86ページ「④生態系の状況」と方法書87ページ図3.2-12「計画地及び周辺食物連鎖の概要」について、整合性が取れていないため、記載方法を見直すこと。
- (2) 方法書94ページ表3.2-50(1)「指定文化財の状況」について、カモシカをはじめとする11種の動物は、個体そのものが指定文化財であるため、環境影響評価項目に追加することを検討すること。
- (3) 方法書169ページ図5.3-2「水質調査地点」のNo.アについて、方法書172ページ図5.4-1「水生生物の現地調査地点」では水生生物の調査地点となっていないため、水質調査と併せて水生生物の調査を行うことを検討すること。
- (4) 方法書171～173ページ「5.4水生生物」、方法書176～177ページ「5.6植物」、方法書178～183ページ「5.7動物」及び方法書184～185ページ「5.8生態系」について、動物や植物の現地調査は「人工改変地」という視点でなく「榛名山の一部」である地域の自然を調査するという視点で行うこと。また、センサーカメラは林縁にも設置し、動植物を画像で記録すること。
- (5) 方法書180ページ図5.7-1「動物（哺乳類、昆虫類）の現地調査」についてセンサーカメラやトラップの設置ポイントが草地側に多く、国道側にあまり設置されていないので、国道側林縁部にも設置を検討すること。
- (6) 計画地は過去に植物相調査が実施されておらず、絶滅危惧種や希少種が生育している可能性が高いため、これらの生育が確認された場合は、適切な保全対策を実施すること。
- (7) 今後、周辺地域にニホンジカの侵入が目立ってくる可能性があるため、留意すること。
- (8) 現地調査前に既存資料による確認種とそれに関わる注目すべき種をしっかりと整理した上で、調査を行うこと。
- (9) 天然記念物（動物）に遭遇し、または発見した場合は次のことに留意すること。
 - ① 捕獲しないこと
 - ② 脅かすことなく、やさしく見守ること
 - ③ 死亡個体等を発見したときは、速やかに、東吾妻町社会教育課文化財保護係に連絡すること
 - ④ 「地域を定めない」指定であるので、事業実施区域内に限定しないこと
 - ⑤ 計画地外の関連業務（例えば各種事前調査や機材運搬、関係職員の通勤等）についても、同様に注意すること
 - ⑥ これら留意事項について、関係者に予め知らせて遵守を徹底すること

- (10) 太陽光パネル周辺の植生について、パネル設置後にパネルの周辺やパネル下にどのような植生が生まれるのかモニタリング調査を行うこと。

5 人と自然との触れ合い

- (1) 計画地については、方法書97～100ページ表3.2-51(1)～(4)「埋蔵文化財の状況」及び方法書101ページ図3.2-17「埋蔵文化財の状況」に記載のNo.58厚田中村遺跡及びNo.60新井遺跡の範囲を通過するように見えるため、試掘調査の必要性を東吾妻町社会教育課文化財保護係に相談すること。
- (2) 方法書187ページ図5.9-1「景観の現地調査地点」について、景観の調査地点として「1.岩櫃山」は特に重要であるため、設計にあたり十分に検討すること。

6 環境への負荷

- (1) 方法書3～4ページ「2.1対象事業の立案の経緯、目的等」について、プラス面ばかり強調されているため、マイナス面についてもよく検討すること。
- (2) 方法書12ページ「2.8環境保全対策⑨廃棄物等」について、設置されたパネルの耐用年数や今後の廃棄方法の追記を検討すること。
- (3) 設置する太陽光パネルについて、価格だけでなく、性能が良く、なるべく環境に優しく、負荷の小さいものを使うこと。